

南相馬市みらい育成修学資金条例（素案）の概要について

本市の修学資金制度は、経済的理由により修学が困難と認められる者に対し貸付ける「南相馬市育英資金貸付制度」、市立病院の医師の確保のために貸付ける「南相馬市立病院医師修学資金貸与制度」及び市内の看護師等確保のために貸付ける「南相馬市看護師等修学資金貸与制度」の3つの制度が現存する。

震災以降、人手不足の中で、特に保育需要に対応する保育士等の人材確保が困難な状況にあり、保育士等確保に向けた修学資金貸付制度を設け、対応する必要がある。

また、各種修学資金貸付制度は、制度を担当する課（教育総務課、健康づくり課、総合病院）が多岐になり、利用する市民にとっては分かりにくいという課題がある。

このことから、今般、育英修学資金貸付制度の見直しと新たに修学資金の給付制度を設けるとともに、新たに保育士等の人材確保を図るため「保育士等修学資金制度」を創設することに併せて、既存の貸付条例を一本化した「南相馬市みらい育成修学資金条例」を制定するものである。

なお、南相馬市立病院医師修学資金貸与制度は、市立病院の就労のみ対象とするものであることから、新設する条例から除くものである。

1 本市の育英・修学資金制度

(1) 現状

- ① 平成 18 年 1 月 1 日に「南相馬市育英資金貸付条例（旧小高町・旧鹿島町・旧原町市の各条例の規定を充たした）」を制定し、本市出身の学生又は生徒が経済的理由により修学が困難と認められる者に育英資金を貸付けし、教育の機会均等を図っている。（担当：教育総務課）
- ② 平成 19 年 9 月 28 日に「南相馬市立病院医師修学資金貸与条例」を制定し、将来市立病院に医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、市立病院の医師の確保を図っている。（担当：市立総合病院）
- ③ 平成 25 年 4 月 1 日に「南相馬市看護師等修学資金貸与条例」を制定し、将来市内において看護師等の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、修学を容易にし、もって市内医療機関における看護師等の確保を図っている。（担当：健康づくり課）

(2) 課題

【育英資金制度】

- ① 育英資金は、貸与型の奨学資金のため返還義務がある。大学等を卒業後経済的事情により奨学資金を返還したくても返還することができないものがある。
- ② 国は、平成 30 年度から給付型修学資金制度を創設し、これまで以上に進学を後押ししているが、所得要件に加え、各高校に枠を設定しているため、全国・県内自治体において、国の制度を補完する制度創設を行っている。

【保育士等の確保】

- ③ 平成 30 年 4 月 1 日時点の本市の待機児童は 64 人。待機児童の要因の一つとして、保育料等の無償化により預けやすい環境が整備された反面、保育の受け皿となる保育施設等側の保育士等の不足がある。
- ④ 市内の私立保育園、私立幼稚園及び私立認定こども園では、近年、保育士及び幼稚園教諭の採用に苦慮しており、十分な採用数の確保に至っていない。

【修学資金制度の窓口】

- ⑤ 本市の育英資金・修学資金制度の現状に記載のとおり、各修学資金の受付等は各担当課が行っているため、市民に分りにくいものとなっている。

2 みらい育成修学資金条例（素案）の概要

(1) 育英資金貸付制度（拡充）

教育の機会均等を図るため、現行制度に育英資金の給付及び貸付金の返還一部免除制度を追加する。

(2) 保育士等修学資金貸付制度（新規）

市内の私立保育士等を確保するため、新たな貸付制度を創設する。

(3) 看護師等修学資金貸付制度（継続）

市内の看護師等を確保するため、現行の制度内容を継続する。

※ 修学資金制度の詳細は、別添資料のとおり

南相馬市みらい育成修学資金制度一覧

南相馬市修学資金制度				
制度名	①南相馬市育英資金制度		②南相馬市保育士等修学資金貸付制度(新規)	③南相馬市看護師等修学資金貸与制度(継続)
	修学資金給付制度(新規)	返還一部免除制度(拡充)		
目的	本市のみらいを担う者の育成を図るため、その者の修学に対し、予算の範囲内で必要な資金を給付する。	若者の定住促進及び経済的負担の軽減を図る。	本市のみらいを担う者の育成を図るため、その者の修学に対し、予算の範囲内で必要な資金を貸し付けする。	看護師、准看護師、保健師及び助産師を養成する学校又は養成所に在学している者で、将来市内において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で修学に必要な資金を貸与することにより、修学を容易にし、もって市内医療機関における看護師等の充足に資するとともに、地域医療の向上に寄与する。
対象の課程	大学	大学、短大、高専、専修学校、高校	保育士及び幼稚園教諭の養成施設等	看護師、准看護師、保健師及び助産師の養成施設
金額	月額40,000円		①授業料相当の資金 月額50,000円以内 ②入学準備金の資金 40万円以内 ③就職準備金の資金 40万円以内 総額 200万円以内	①授業料相当の資金 【保健師、助産師又は看護師の養成施設】 授業料相当の資金：月額45,000円以内 【准看護師の養成施設】 授業料相当の資金：月額34,000円以内 ②生活費相当の資金 月額55,000円以内 ③入学資金 入学金として納める額
募集人数(年間)	3名(予定)		10名(予定) (H30年度は就職準備金のみ 5名(予定))	30名(ただし予算の範囲内とする)
成績要件	評定平均4.5以上			
資格・条件	①大学に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者 ②経済的理由により修学が困難と認められる者 ③品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者 ④世帯に市税等の滞納がない者(分納納付誓約をしている者を除く) ⑤国、県又は他の団体から同種類の奨学資金の給与を受けていない者	①大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から育英資金の貸付を受けた期間と同期間、市内に住所を有している者 ②市内に住所を有している間、就業している者 ③修学資金の返還を滞納していない者 ④市税を滞納していない者	①養成施設等に修学する者で、卒業後、直ちに市内の私立保育園等で勤務する意志のある者 ②福島県保育士修学資金の貸付を受けていない者	①看護師、准看護師、保健師及び助産師の養成施設に在学していること ②養成施設を卒業後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに市内医療機関において看護業務に従事する意思があること ※学生を対象としているため、勤めながらの申請は不可。
免除制度		①貸付を受けた期間に相当する期間、市内に居住後、返還未済額の1/2の返還を免除 ②看護師、保育士、介護福祉士については、貸付を受けた期間に相当する期間市内に居住後、返還未済額の全額を免除	保育士等養成施設等を卒業した後、直ちに市内の私立保育園等において、5年間保育士等の業務に従事したときは、修学資金の返還の債務を全部免除	看護師等養成施設を卒業した後、直ちに看護師等の免許を取得し、そのあと直ちに指定医療機関において、貸与を受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したときは、修学資金の返還の債務を全部免除

※育英資金貸付制度と保育士等修学資金貸付制度、看護師等修学資金貸与制度の併用は不可。

※修学資金給付制度、保育士等修学資金貸付制度の金額及び募集人数については、現時点での予定です。

資 料

目 次

南相馬市みらい育成修学資金条例（素案）	・ ・ ・ ・ ・ P 1
南相馬市育英資金貸付規則（素案）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 2
南相馬市看護師等修学資金貸付規則（素案）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 7
南相馬市保育士等修学資金貸付規則（素案）	・ ・ ・ ・ ・ P 5 2
南相馬修学資金給付規則（素案）	・ ・ ・ ・ ・ P 6 7

南相馬市みらい育成修学資金条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条及び第 2 条）
 - 第 2 章 修学資金の貸付け等（第 3 条—第 1 4 条）
 - 第 3 章 修学資金の給付等（第 1 5 条—第 2 2 条）
 - 第 4 章 雑則（第 2 3 条—第 2 6 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、本市のみらいを担う者の育成を図るため、その者の修学に対し、予算の範囲内で必要な資金を貸し付け、又は給付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する大学（次号の短期大学を除く。）をいう。
- (2) 短期大学 学校教育法第 1 0 8 条に規定する短期大学をいう。
- (3) 高等学校 学校教育法第 1 条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）をいう。
- (4) 高等専門学校 学校教育法第 1 条に規定する高等専門学校をいう。
- (5) 専修学校 学校教育法第 1 2 4 条に基づき設置された機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、福祉、栄養の指導、保育、語学、情報処理、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とする修業年限 2 年以上の専修学校の高等課程及び専門課程をいう。
- (6) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 3 号）第 2 条、同法第 3 条、同法第 5 条及び同法第 6 条に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- (7) 看護師等養成施設 看護師、准看護師、保健師及び助産師を

養成する学校又は養成所であつて、次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 保健師助産師看護師法第19条第1号、同法第20条第1号、同法第21条第2号若しくは同法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は同法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した大学

イ 保健師助産師看護師法第19条第2号、同法第20条第2号又は同法第21条第3号に規定する都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所又は看護師養成所

ウ 保健師助産師看護師法第22条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所

(8) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院（歯科医業を行う場所を除く。）

(9) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（歯科医業を行う場所を除く。）

(10) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する幼稚園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師をいう。

(11) 保育士等養成施設等 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設及び大学、短期大学等の幼稚園教諭養成課程をいう。ただし、通信制によるものを除く。

(12) 私立保育園等 次のいずれかに該当する施設のうち私立の施設をいう。

ア 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、県知事の認可を得ている認可保育所

イ 学校教育法第1条に規定する幼稚園

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

第2章 修学資金の貸付け等

(修学資金の貸付けの種類及び貸付額)

第3条 修学資金の貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号の貸付額は、別表第1に定める額とする。

- (1) 育英資金
- (2) 看護師等修学資金
- (3) 保育士等修学資金

2 前項の修学資金の貸付金は、無利息とする。

(育英資金の対象者)

第4条 前条第1項第1号に規定する育英資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校に在学し、品行が正しく、学術に優れている者
- (2) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは高等学校に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められる者
- (4) 国、県又は他の団体から同種類の育英資金の貸付け又は給与を受けていない者
- (5) 前条第1項第2号の看護師等修学資金又は前条第1項第3号の保育士等修学資金の貸付けを受けていない者

(看護師等修学資金の対象者)

第5条 第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸付けを受けることができる者は、看護師等養成施設に在学又は在所している者であって、将来市内の病院又は診療所(以下「指定医療機関」という。)において看護師等の業務に従事しようとするものとする。

(保育士等修学資金の対象者)

第6条 第3条第1項第3号に規定する保育士等修学資金の貸付けを受けることができる者は、保育士等養成施設等において修学する者であって、将来市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しようとするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、福島県保育士修学資金の貸付けを受けている者は、この条例による保育士等修学資金の貸付けを受けることができない。

(修学資金の貸付期間)

第7条 修学資金の貸付期間は、第9条に規定する契約に定められる月から修学資金の貸付けを受ける者の正規の修学期間が終了する日の属する月までとする。

(修学資金の貸付けの申請及び決定)

第8条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人を立て、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、南相馬市みらい育成修学資金審査会（以下「審査会」という。）に諮ってこれを決定し、本人に通知するものとする。

3 審査会の組織及び運営については、市長が別に定める。

(契約の締結)

第9条 修学資金の貸付けの決定を受けた者は、当該貸付けにつき市長と契約を締結しなければならない。

(修学資金の貸付けの解除及び休止)

第10条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けに係る契約を解除すものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 休学又は転学の理由が適当でないとき。

(3) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、看護師等養成施設、保育士等養成施設等又は高等学校を退学したとき。

(4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(5) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

(6) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(7) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。

(8) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、修学生として適当でないとき。

2 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月の分から復学

した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還)

第11条 育英資金の貸付けを受けている者（以下「育成資金修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当したときは、該当の日の属する月の6箇月後から、貸付けを受けた月数の3倍の期間（ただし、この期間が15年以上の場合は、15年とする。）において育英資金の総額を毎月の末日までに月賦返還しなければならない。ただし、本人の申出により返還期間を短縮し、又は月賦額を増額して返還することができる。

(1) 大学、高等学校、高等専門学校及び専修学校を卒業したとき。

(2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。

2 看護師等修学資金の貸付けを受けている者（以下「看護師等修学資金修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けを受けた看護師等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(1) 修学資金の貸付期間が終了したとき。

(2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。

(3) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得しなかったとき。

(4) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関において看護師等の業務に従事しなかったとき。

(5) 第13条第2項の規定による返還債務の免除及び第14条第2項の規定による返還債務の裁量免除を受ける前に看護師等の業務以外の理由により死亡し、又は指定医療機関において看護師等の業務に従事しなくなったとき。

3 保育士等修学資金の貸付けを受けている者（以下「保育士等修学資金修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けを受けた保育士等修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(1) 修学資金の貸付期間が終了したとき。

(2) 前条第1項の規定による貸付けに係る契約が解除されたとき。

(3) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等

に従事しなかったとき。

- (4) 第13条第3項の規定による返還債務の免除及び第14条第3項の規定による返還債務の裁量免除を受けることができないことが確定したとき。

- 4 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に期間を定めて、又は分割して修学資金を返還させることができる。

(返済債務の履行猶予)

第12条 市長は、育英資金の貸付けを受けた者（以下「育英資金被貸与者」という。）が大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業した後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業後、直ちに上級学校に進学したとき 当該上級学校に在学している期間
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間

2 市長は、看護師等修学資金の貸付けを受けた者（以下「看護師等修学資金被貸与者」という。）が看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 免許取得後直ちに指定医療機関において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関において当該業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間
- (2) 看護師等養成施設を卒業した後引き続き他の看護師等養成施設に入学し、又は入所したとき 当該他の看護師等養成施設に在学し、又は在所している期間
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間
- (4) 第10条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該看護師等養成施設に在学し、又は在所しているとき 当該看護師等養成施設に在学し、又は在所している

期間

- 3 市長は、保育士等修学資金の貸付けを受けた者（以下「保育士等修学資金被貸与者」という。）が保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事した後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。
- (1) 市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が著しく困難と認められるとき 当該理由が継続する期間
 - (3) 第10条第1項の規定により貸付けに係る契約の解除がされた後も引き続き当該保育士等養成施設等に在学しているとき 当該保育士等養成施設等に在学している期間
(返還債務の当然免除)

第13条 市長は、育英資金被貸与者が、次に掲げる全ての要件に該当する場合は、規則で定める手続により、育英資金の返還の債務の一部を免除することができる。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から育英資金の貸付けを受けた期間と同期間、市内に住所を有していること。
 - (2) 前号に規定する市内に住所を有している間、就業していること。
 - (3) 育英資金の返還を滞納していないこと。
 - (4) 市税を滞納していないこと。
- 2 市長は、看護師等修学資金被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、看護師等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。
- (1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関において、貸与を受けた期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したとき。
 - (2) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに指定医療機関において看護師等の業務に従事し、その後引き続き指定医療機関において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

3 市長は、保育士等修学資金被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、保育士等修学資金の返還の債務を全部免除するものとする。

(1) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において、5年間保育士等の業務に従事したとき。

(2) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに市内の私立保育園等において保育士等の業務に従事し、その後引き続き私立保育園等において当該業務に従事中、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第14条 市長は、育英資金被貸与者が死亡したときは、連帯保証人又は遺族からの願出により、育英資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 市長は、看護師等修学資金被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 看護師等養成施設を卒業した後直ちに免許を取得し、その後直ちに指定医療機関において、相当期間看護師等の業務に従事したとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、前条第2項第1号の要件を満たすことができなくなったとき。

3 市長は、保育士等修学資金被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 保育士等養成施設等を卒業した後直ちに私立保育園等において、相当期間保育士等の業務に従事したとき。

(2) 災害、疾病、死亡その他やむを得ない理由により、前条第3項第1号の要件を満たすことができなくなったとき。

第3章 修学資金の給付等

(修学資金の給付)

第15条 修学資金の給付を受けることができる者は、大学に在学する者のうち、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 大学に入学するまで又は入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた者
- (2) 経済的理由により修学が困難と認められる者
- (3) 品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である者
- (4) 世帯に市税等の滞納がない者（分納納付誓約をしている者を除く。）
- (5) 国、県又は他の団体から同種類の修学資金の貸付け又は給与を受けていない者
（修学資金の給付額）

第16条 修学資金の給付額は、別表第2に定める額とする。
（修学資金の給付期間）

第17条 修学資金の給付期間は、規則で定める日から修学資金の給付を受給する者の正規の修業期間が終了する日の属する月までとする。
（給付の申請及び決定）

第18条 修学資金の給付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査会に諮ってこれを決定し、本人に通知するものとする。
（給付の継続）

第19条 前条第2項の規定による決定の通知を受けた者（以下「修学資金給付受給者」という。）で、修学資金の給付の継続を希望する者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
2 前条第2項の規定は、修学資金の給付の継続について準用する。この場合において、「申請」とあるのは「継続申請」と読み替える。
（給付の休止）

第20条 第10条第2項の規定は、修学資金の給付の休止について準用する。この場合において「修学資金の貸付け」とあるのは「修学資金の給付」と読み替えるものとする。
（給付の打ち切り）

第21条 市長は、修学資金給付受給者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、修学資金の給付を打ち切り、給付を受け

た修学資金を市長が指定する期日まで一括して返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、審査会に諮り、打ち切りの可否を判断することができる。

- (1) 死亡又は退学したとき。
- (2) 傷病等のために成業の見込みがないとき。
- (3) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (4) 修学資金の給付を必要としない理由が生じたとき。
- (5) 休学又は転学の理由が適当でないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金給付受給者として適当でないとき。

2 市長は、前項の規定による修学資金の給付の打ち切りを決定したときは、規則で定める手続により修学資金給付受給者に通知するものとする。

(異動の届出)

第22条 修学資金給付受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。

第4章 雑則

(書類の提出)

第23条 市長は、修学資金の貸付け又は給付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、育英資金修学生、育英資金被貸与者、看護師等修学資金修学生、看護師等修学資金被貸与者、保育士等修学資金修学生及び保育士等修学資金貸与者並びに修学資金給付受給者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(延滞利息)

第24条 市長は、被貸与者が正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

る。

2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏（うるう）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前項の規定により計算した延滞利息の額が100円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（経理）

第25条 育英資金の貸付けに関する収支は、南相馬市育英資金特別会計で処理する。

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号に規定する保育士等修学資金のうち就職準備資金の貸付けに関する規定、附則第3項及び附則第9項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 修学資金の貸付けに係る募集その他貸付けのために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

（平成30年度の保育士等修学資金就職準備資金の対象者）

3 第6条第1項の規定にかかわらず、平成30年度に係る保育士等修学資金の就職準備資金の貸付けの対象者は、この条例の施行の日以後に就職が決定した者とする。

（南相馬市看護師等修学資金貸与条例及び南相馬市育英資金貸付条例の廃止）

4 南相馬市看護師等修学資金貸与条例（平成25年南相馬市条例第9号）及び南相馬市育英資金貸付条例（平成18年南相馬市条例第187号）は、廃止する。

（経過措置）

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで

に、この条例による廃止前の南相馬市看護師等修学資金貸与条例及び廃止前の南相馬市育英資金貸付条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例の規定によって決定された償還方法は、なお従前の例による。

7 廃止前の南相馬市育英資金貸付条例の規定に基づき、平成27年4月1日以降に育英資金の貸付けを受けた者は、第13条第1項の規定の適用を受けることができる。

（南相馬市附属機関設置条例の一部改正）

8 南相馬市附属機関設置条例（平成18年南相馬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後				改正前			
別表（第2条、第3条、第5条関係）				別表（第2条、第3条、第5条関係）			
名称	担任する事項	定数	任期	名称	担任する事項	定数	任期
【略】				【略】			
南相馬市 みらい育成 資金審査会	南相馬市みらい育成資金条例（平成30年南相馬市条例第号）による修学資金の貸付け及び給付に関する事項を審査すること。	10人以内	当該諮問に係る審議の期間	南相馬市育英資金貸付審査会	南相馬市育英資金貸付条例（平成18年南相馬市条例第187号）による育英資金の貸付けに関する事項を審査すること	10人	当該諮問に係る審議の期間

〔略〕

〔略〕

(南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

9 次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後				改正前			
別表第2 法によらない事務 (第4条関係)				別表第2 法によらない事務 (第4条関係)			
機関	事務			機関	事務		
34 教育委員会	〔略〕			34 教育委員会	〔略〕		
35 教育委員会	南相馬市みらい育成資金条例(平成30年南相馬市条例第 号)による保育士等養成施設等に在学している者への修学に必要な資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの						
別表第6 法によらない事務において提供することができる特定個人情報(第5条関係)				別表第6 法によらない事務において提供することができる特定個人情報(第5条関係)			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
5 教育委員会	〔略〕	〔略〕	〔略〕	5 教育委員会	〔略〕	〔略〕	〔略〕
6 教育委員会	南相馬市みら	市長	住民票関係情				

<p>員 会</p>	<p>成 条 によ 育 金 保 育 修 資 金 等 資 金 付 例 に 保 等 資 金 関 る 保 等 資 金 事 士 学 の 貸 に 関 の け す 務 っ 則 め の</p>		<p>報 又 は 地 方 税 関 係 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の</p>	
------------	---	--	--	--

10 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の改正部分を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後		改正前	
別表第2 法によらない事務 (第4条関係)		別表第2 法によらない事務 (第4条関係)	
機 関	事 務	機 関	事 務
【略】		【略】	
2 5 市 長	【略】	2 5 市 長	【略】
2 6 市 長	【略】	2 6 市 長	南相馬市看護師等修学資金貸与条例（平成25年南相馬市条例第9号）による看護師等の養成施設に在学している者への修学に必要な資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
2 7 市 長	【略】	2 7 市 長	【略】
2 8 市 長	【略】	2 8 市 長	【略】
2 9 市 長	【略】	2 9 市 長	【略】
2 9 教 育 委 員 会	南相馬市みらい育成修学資金条例（平成30年南相馬市条例第 号）による修学資金の貸付け及び給費に関する事務であって規則で定めるもの	3 0 教 育 委 員 会	南相馬市育英資金貸付条例（平成18年南相馬市条例第187号）による育英資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
3 0	【略】	3 1	【略】

教 育 委 員 会	
3 1 教 育 委 員 会	【略】
3 2 教 育 委 員 会	【略】
3 3 教 育 委 員 会	【略】

教 育 委 員 会	
3 2 教 育 委 員 会	【略】
3 3 教 育 委 員 会	【略】
3 4 教 育 委 員 会	【略】
3 5 教 育 委 員 会	南相馬市みらい育成資金 条例（平成30年南相馬 市条例第 号）による保 育士等養成施設等に在学 している者への修学に必 要な資金の貸付けに関す る事務であって規則で定 めるもの

別表第3 法による事務において利用することができる特定個人情報（第4条関係）

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
【略】		
2 5 市 長	【略】	【略】

別表第3 法による事務において利用することができる特定個人情報（第4条関係）

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
【略】		
2 5 市 長	【略】	【略】
2 6 市 長	南相馬市 看護師等	住民票関係情 報又は地方税

2 6 市長	【略】	【略】
2 7 市長	【略】	【略】
2 8 市長	【略】	【略】

別表第4 法によらない事務において利用することができる特定個人情報（第4条関係）

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
【略】		
2 5 市長	【略】	【略】

	修学資金貸与条例による看護師等の養成施設に在学している者への修学に必要な資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	関係情報であって規則で定めるもの
2 7 市長	【略】	【略】
2 8 市長	【略】	【略】
2 9 市長	【略】	【略】

別表第4 法によらない事務において利用することができる特定個人情報（第4条関係）

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
【略】		
2 5 市長	【略】	【略】
2 6	南相馬市	住民票関係

2 6 市長	【略】	【略】
2 7 市長	【略】	【略】
2 8 市長	【略】	【略】

別表第6 法によらない事務において提供することができる特定個人情報（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	南相馬市みらい育成修学資	市長	住民票関係情報又

市長	看護師等 修学資金 貸与条例 による 看護師等 養成施設 に在学し ている者 への修学 に必要な 資金の貸 与に 関する 事務 あつて 規則で 定め るもの	情報又は地 方税関係情 報であつて 規則で定め るもの
2 7 市長	【略】	【略】
2 8 市長	【略】	【略】
2 9 市長	【略】	【略】

別表第6 法によらない事務において提供することができる特定個人情報（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	南相馬市育英資金貸付条例による	市長	住民票関係情報又は 地方税関係情

	<p>金 条 例 に よ る 修 学 資 金 の 貸 付 け 給 付 び に 関 す る 事 務 であ っ て 規 定 め る もの</p>		<p>は 地 税 方 関 係 情 報 であ っ て 規 定 め る もの</p>		<p>資 貸 金 の 付 け 関 事 務 あ っ て 規 定 め る も の</p>		<p>報 であ っ て 規 則 め る もの</p>
5 教 育 委 員 会	【 略 】			5 教 育 委 員 会	【 略 】		
				6 教 育 委 員 会	<p>南 相 馬 市 み ら い 育 成 資 金 条 例 に よ る 保 育 士 等 修 学 資 金 の 貸 付 け に 関 す る 事 務 であ っ て 規 定 め る もの</p>	市 長	<p>住 民 票 関 係 情 報 又 は 地 方 税 関 係 情 報 であ っ て 規 定 め る もの</p>

別表第1 (第3条関係)

1 育英資金

区分	貸付額
大学 (医師及び獣医師)	月額 60,000円
大学又は短期大学	月額 48,000円
高等専門学校又は専修学校	月額 35,000円
高等学校	月額 18,000円

2 看護師等修学資金

区分	貸付額
第2条第7号アの学校又は大学に在学又は同条同号イの養成所に在所している者の授業料相当の資金	月額 45,000円以内
第2条第7号ウの養成所に在所している者の授業料相当の資金	月額 34,000円以内
看護師等養成施設に在学又は在所している者の生活費相当の資金	月額 55,000円以内
入学資金	看護師等修学資金の貸付けを決定した年に入学する看護師等養成施設に入学金として納める額

3 保育士等修学資金

区分	貸付額
授業料相当の資金	月額 50,000円以内
入学資金	400,000円以内
就職準備の資金	400,000円以内

備考

保育士等修学資金の授業料相当の資金の貸付額は、合計120万円を上限とする。

別表第2（第16条関係）

修学資金の給付の種類及び給付額	
区分	給付額
大学	月額40,000円

南相馬市育英資金貸付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市みらい育成修学資金条例（平成30年南相馬市条例第 号。以下「条例」という。）第3条第1項第1号に規定する育英資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(修学資金の交付)

第2条 条例第3条第1項第1号に規定する育英資金の貸付額は、毎月15日までに本人に交付する。ただし、市長は特別の事情があると認めるときは、数月分を合わせて交付することができる。

(申請手続)

第3条 条例第8条第1項に規定する育英資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、育英資金貸付願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、南相馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者が現に在学し、又は在学していた学校の長の発行する修学生推薦調書（様式第2号）及び成績証明書
- (2) 申請者の属する世帯に係る所得証明書
- (3) 世帯全員の住民票の写し

(連帯保証人)

第4条 条例第8条第1項に規定する連帯保証人は、市内に居住する成年者であって、独立の生計を営み、かつ、育英資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するもの2人とする。この場合において、申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち1人は、親権者、未成年後見人又はその他これに代わる者と教育委員会が認めた者でなければならない。

2 育英資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）又は育英資金の貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第3号）に第6条第2号及び第3号に定める書類を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定通知)

第5条 条例第8条第2項に規定する申請に対する決定の通知は、育英資金貸付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(誓約書の提出)

第6条 条例第8条第2項の規定による育英資金の貸付決定の通知を受けた申請者は、連帯保証人と連署の上、速やかに誓約書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請者の在学証明書
- (2) 連帯保証人の印鑑証明書
- (3) 親権者以外の連帯保証人の住民票の写し及び所得証明書

(借用証書の提出)

第7条 修学生又は被貸付者は、条例第11条第1項の各号いずれかに該当したときは、育英資金借用証書(様式第6号)を、教育委員会に提出しなければならない。

(返還猶予の申請手続)

第8条 条例第12条の規定により育英資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、同条の規定に該当するに至った日後速やかに育英資金返還猶予願(様式第7号)及び当該規定に該当することを証するに足りる書類を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(卒業の届出)

第9条 修学生が卒業したときは、速やかに卒業届(様式第8号)及び卒業証明書又は卒業証書の写しを教育委員会に提出しなければならない。

(届出)

第10条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに履歴事項等異動届(様式第9号)を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、当該修学生が心身の故障その他の理由により届け出ることができないときは、修学生の家族又は連帯保証人が当該修学生に代わって届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。

(3) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡したとき、若しくは連帯保証人について破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。

2 修学生が死亡したときは、修学生及び被貸与者の遺族又は連帯保証人は、死亡の事実を証する書類を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、被貸与者で、まだその全部又は一部を返還していないもの及び返還の猶予を受けているものについて準用する。

(育英資金返還の免除)

第11条 条例第13条第1項の規定により育英資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、育英資金返還免除願(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 納税証明書

(3) 就労証明書(様式第11号)その他就労していることが確認できる書類

2 教育委員会は、前項の規定による育英資金返還免除願の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、育英資金返還一部免除決定通知書(様式第12号)により本人に通知するものとする。

3 条例第13条第1項の規定により育英資金の返還を免除する額は、育英資金返還免除願の提出があった日の属する月の翌月の初日における育英資金の返還未済額の2分の1の額とする。ただし、育英資金の返還の債務の免除を受けようとする者のうち、看護師、保育

士、介護福祉士については、育英資金返還免除願の提出があった日の属する月の翌月の初日における育英資金の返還未済額の全額を免除する。

(修学資金の管理)

第12条 教育委員会は、修学生又は被貸付者への貸付け状況等を明確にするため、台帳を備え、管理するものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、育英資金の貸付けに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(南相馬市育英資金貸付条例施行規則の廃止)

2 南相馬市育成資金貸付条例規則(平成18年教育委員会規則第18号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日までに、南相馬市育英資金貸付条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

様式第1号 (第3条関係)

育英資金貸付願書				ふりがな		-----		
				氏名				
				生年月日		年 月 日		
進学予定校 又は在学校	立 大 学 高専・専修 高等学校			現住所		〒		
	部 科 学年 (修学年数 年)			電話番号		()		
				本 籍				
貸付希望期間		年 月 から 年 月 まで (箇月)						
貸付希望理由								
親 権 者 等	ふりがな			現住所		〒		
	氏名							
	生年月日			年 月 日		電話番号 ()		
本人との 続柄		年間収入		万円		本籍		
家 族 の 状 況	氏 名		続柄	年齢	職業	勤務先又は 在学先	収入(税込)	所得金額
	1						万円	万円
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
本 人 の 履 歴	年月日			履歴				
	年 月 日			立 中学校入学				
	年 月 日							
	年 月 日							
	年 月 日							
南相馬市育英資金の貸付けを受けたいので申請します。なお、申請に当たり、貸付けの適否に必要な課税台帳及び住民基本台帳等の確認を受けることに同意します。								
年 月 日								
申請者氏名						Ⓜ		
(自筆)								
親権者等氏名						Ⓜ		
(自筆)								
南相馬市教育委員会								

※以下の書類を添付すること。

申請者が現に在学し、又は在学していた学校の長の発行する修学生推薦調書(様式第2号)及び成績証明書、申請者の属する世帯に係る所得証明書、世帯全員の住民票の写し

学校の長の発行する修学生推薦調書

ふりがな 氏名 生年月日	年 月 日	住所	〒		
学校名		在学期間	年 月 日	入学・転入	
			年 月 日	卒業・卒業見込	
学業成績概要					
学習の記録(*学校所定の成績証明書でも可)					
教科	評 定		教科	評 定	
	第2学年	第3学年		第2学年	第3学年
国 語			音 楽		
社 会					
数 学					
理 科					
外 国 語					
保 健 体 育					
技 術 家 庭					
美 術					
在学中の 行動事実の記録					
推薦の理由					
上記の者は修学生として適当と認め、推薦します。					
年 月 日					
学 校 長					
(印)					
南相馬市教育委員会					

年 月 日

南相馬市教育委員会

_____年度修学生 貸付番号 _____番

住所 _____

氏名（自筆） _____ ㊟

新連帯保証人

住所 _____

氏名（自筆） _____ ㊟

電話番号 _____

連帯保証人変更承認申請書

このことについて、下記のとおり連帯保証人を変更したいので申請します。

記

	旧連帯保証人	新連帯保証人	摘要
氏名			
生年月日			
住所			
本籍			
職業			
年収入			
修学生（被貸付者）との続柄			

変更の理由

※新連帯保証人に係る住民票の写し、所得証明書及び印鑑証明書を添付のこと。

様

南相馬市教育委員会

育英資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました南相馬市育英資金の貸付について、下記のとおり、あなたを 年度の南相馬市育英資金修学生として貸付決定しましたので南相馬市みらい育成修学資金条例第8条の規定により通知いたします。

なお、貸付を開始するに当たり、下記関係書類を期日までご提出ください。

記

修学生氏名	
修学生住所	
育英資金 貸付額・期間	貸付額 月額 円 貸付期間 から まで
注意事項	<p>1 育英資金については毎月 日に指定口座に振込みします。</p> <p>2 第1回目の振込は 月 日()の予定です。</p> <p>3 休学したときは、休学の翌月から復学の前月までの間、育英資金の貸付けを休止します。</p> <p>4 次のいずれかに該当する場合は、貸付けを解除します。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 休学又は転学理由が適当でないとき。</p> <p>(3) 大学等を退学したとき。</p> <p>(4) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。</p> <p>(5) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。</p> <p>(6) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。</p> <p>(7) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。</p> <p>(8) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、修学生として適当でないとき。</p> <p>5 次のいずれかに該当した場合は、育英資金を返還していただきます。</p> <p>(1) 大学等を卒業したとき。</p> <p>(2) 貸付に係る契約が解除されたとき。</p>

- 提出書類(詳細は別紙「育英資金貸付開始に伴う提出書類について」のとおり)
 - 誓約書(別紙「様式第5号」)
 - 口座振替依頼書(別紙1)
 - 連帯保証人に関する調書(別紙2)
 - 入学許可証等の学校に入学することが確認できる書類の写し

- 提出期限 年 月 日()まで(必着)

南相馬市教育委員会

住所

氏名(自筆)

㊞

誓約書

私は、この度南相馬市みらい育成修学資金条例に基づき、修学生として採用されましたが、 年 月から卒業するまで毎月 円を借用することについて、下記のとおり誓約します。

記

- 1 条例、規則及び指示事項を固く守り学業に精励し操行を慎み必ず成業します。
- 2 貸付けを受けた育英資金は、条例及び規則の定めるところにより必ず返還します。

私どもは、上記の者が借り受ける育英資金について、本人と連帯してその債務を負担します。

連 帯 保 証 人	氏名(自筆) ㊞	本人との続柄
	本籍	電話番号
	住所	
	生年月日	職業
	氏名(自筆) ㊞	本人との続柄
	本籍	電話番号
	住所	
	生年月日	職業

※以下の書類を添付すること。

- 1 申請者の在学証明書
- 2 連帯保証人の印鑑証明書
- 3 親権者以外の連帯保証人の住民票の写し及び所得証明書

年 月 日

南相馬市教育委員会

本人住所
(自筆) 氏名 ㊟
電話番号

連帯保証人住所
(自筆) 氏名 ㊟
電話番号

連帯保証人住所
(自筆) 氏名 ㊟
電話番号

育英資金借用証書

南相馬市みらい育成修学資金条例により育英資金を借用しましたので、本証書を提出いたします。

なお、返還につきましては条例、規則を遵守して下記のとおり滞りなく返還いたします。

記

借用金額 金 円也
(自 年 月 至 年 月)

月額 円にて 月分借用

返還計画

月額 円にて 年 月で返還
(自 年 月 ~ 至 年 月)

特約条項

- 1 納付期限を経過した償還金の納付については、南相馬市諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の例により納付します。
- 2 継続して返還を怠ったときは、期限の利益を喪失し、返還金の全部又は一部について、直ちに返還の請求を受けても異議ありません。

年 月 日

南相馬市教育委員会

年度修学生

氏 名

㊟

育英資金返還猶予願

南相馬市みらい育成修学資金条例第12条の規定により、貸付けを受けた育英資金、
金 円返還に当たり、下記の理由により一時返還を猶予されたく
連帯保証人と連名でお願いいたします。

記

1 育英資金返還猶予の理由（具体的に記載すること。）

2 猶予の期間

年 月から 年 月まで 年 月間

3 連帯保証人住所氏名

連帯保証人 住 所

氏 名

㊟

連帯保証人 住 所

氏 名

㊟

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

南相馬市教育委員会

年度修学生

氏 名

㊟

卒 業 届

下記のとおり卒業しましたので、お届けします。

記

1 卒業年月日

年 月 日

2 卒業学校学部名

学校

学部（科）

3 卒業証明書

1部添付

年 月 日

南相馬市教育委員会

____年度修学生 貸付番号 番

住所 _____

氏名 _____ ㊟

※ 連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ ㊟

履 歴 事 項 等 異 動 届

(修学生・連帯保証人)に異動が生じたので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 異動年月日 年 月 日

2 異動理由

変更前 _____

変更後 _____

3 添付書類

※ 連帯保証人に関する事項を異動する場合のみ記入

年 月 日

南相馬市教育委員会

修学生番号	第	号	
本人住所	氏名		印
連帯保証人住所	氏名		印
連帯保証人住所	氏名		印

育英資金返還免除願

- 1 返還金総額 円
- 2 返還済額 円
- 3 返還免除を希望する額 円
- 4 返還免除を希望する理由

【添付書類】

- ・免除の理由を証明することができる書類

管理番号	
------	--

就 労 証 明 書

年 月 日

南相馬市教育委員会

証明者 所在地

事業所名

代表者名

印

下記のとおり就労していることを証明します。

就労者	住 所			
	氏 名			
就労(勤務)地	電話番号 () ー			
通勤時間	片道	時間	分	
就労(勤務)形態	常勤・パート・臨時・派遣・内職 自営業・農業 その他 ()			
仕事の内容 (具体的に記入)				
就労(勤務)日数 (定期・不定期どちらかに記入)	定 期 (1週	日/週)	休	定 期 (曜日・ 曜日)
	不 定期 (平均	日/週)	日	不 定期 (平均 日/週)
就労(勤務)時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分			
	不規則勤務形態の場合 ※具体的な勤務形態を記載してください。			
就 労 期 間	年	月	日	~ 年 月 日

様式第12号(第11条関係)

管理番号	
------	--

年 月 日

住 所

氏 名

南相馬市教育委員会

育英資金返還一部免除決定通知書

南相馬市みらい育成修学資金条例に基づき、貸付けした育英資金の一部の返還を免除することに決定しましたので、通知します。

返還免除額 _____ 円

(注意事項)

- 1 住所、就労状況その他重要な事項に異動があったときは、その事実を証する書類を提出してください。
- 2 遅滞なく育英資金の返還を行ってください。

南相馬市看護師等修学資金貸付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市みらい育成修学資金条例（平成30年南相馬市条例第 号。以下「条例」という。）第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸し付けに関する必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 条例第8条に規定する修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、看護師等修学資金貸付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の看護師等修学資金貸付申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) 履歴書（様式第2号）
- (2) 条例第5条第1項に規定する養成施設に在学又は在所していることを証する書面
- (3) 住民票の写し
- (4) 連帯保証人の住民票の写し
- (5) 連帯保証人の印鑑証明の写し

(連帯保証人)

第3条 条例第8条第1項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むものとし、その人数は2人とする。この場合、修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、そのうち1人を法定代理人としなければならない。

2 看護師等修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）又は看護師等修学資金の貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(貸付け可否の決定通知)

第4条 第8条第2項に規定する申請に対する決定の通知は、看護師等修学資金貸付可否決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(修学資金の交付)

第5条 条例第3条第1項第2号に規定する看護師等修学資金の貸付額は、原則として、3月分の月額を合算した額をその3月の最初の月に貸与するものとする。

2 看護師等修学資金のうち、入学資金については、入学の年度の最初の貸付けに合わせて貸付けするものとする。

(誓約書の提出)

第6条 条例第8条第2項の規定による看護師等修学資金の貸付決定の通知を受けた申請者は、連帯保証人と連署の上、速やかに誓約書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請者の在学証明書
- (2) 連帯保証人の印鑑証明書

(3) 親権者以外の連帯保証人の住民票の写し及び所得証明書

(借用証書)

第7条 被貸付者は、養成施設を卒業し、又は条例第10条第1項の規定に基づき解除されたときは、看護師等修学資金借用証書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(返還免除の申請)

第8条 条例第13条の規定により看護師等修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、看護師等修学資金返還債務免除申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除の計算方法)

第9条 条例第13条第2項の規定により免除することができる返還の債務の額は、条例第14条第2項第3号に規定する看護師等養成施設における業務従事期間を看護師等修学資金の貸付けを受けた期間（条例第10条第2項の規定により看護師等修学資金の貸与を受けなかった期間を除く。）に相当する期間で除して得た数を看護師等修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(期間の計算)

第10条 条例第12条第1項各号の期間、条例第13条第2項の期間及び条例第14条第2項第1号相当期間の算定は、月数による。

(返還届の提出)

第11条 被貸付者は、条例第11条第2項の規定により看護師等修学資金の返還をしなければならなくなったときは、直ちに看護師等修学資金返還届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(返還債務の猶予の申請)

第12条 条例第12条第1項の規定により看護師等修学資金の返還の債務の猶予を受けようとする者は、看護師等修学資金返還債務履行猶予申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(就業変更届の提出)

第13条 条例第12条第1号の規定による修学資金の返還債務の猶予を受けたものが、業務に従事している施設又は従事している業務を変更したときは、速やかに就業変更届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(届出の義務)

第14条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 休学し、又は休所の処分を受けたとき。
- (2) 停学し、又は停所の処分を受けたとき。
- (3) 復学し、又は復所したとき。
- (4) 退学の処分を受けたとき。

(氏名住所変更届の提出)

第15条 修学生又は被貸付者は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに氏名住所

変更届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（現況報告書の提出）

第16条 修学生又は被貸与者は、看護師等修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況報告書（様式第12号）を毎年4月15日までに市長に提出しなければならない。

（修学資金の管理）

第17条 市長は、修学生又は被貸付者への貸与状況等を明確にするため台帳を備え、整理するものとする。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか看護師等修学資金の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（南相馬市看護師等修学資金貸与条例施行規則の廃止）

2 南相馬市看護師等修学資金貸与条例施行規則（平成25年南相馬市規則第10号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日の前日までに、南相馬市看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による

看護師等修学資金貸付申請書

年 月 日

南相馬市長

南相馬市看護師等修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな		印	生年	年	月	日	
	氏名			月日	(年齢 歳)			
	住所			電話				
	養成施設	名称	電話					
	所在地							
連帯保証人	ふりがな		印	生年	年	月	日	
	氏名			月日	(年齢 歳)			
	住所			電話				
	勤務先	名称	電話					
	所在地							
連帯保証人	ふりがな		印	生年	年	月	日	
	氏名			月日	(年齢 歳)			
	住所			電話				
	勤務先	名称	電話					
	所在地							
貸付申請額		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4条第1項第1号及び第2号の者の授業料相当の資金 月額 円 ・ 第4条第1項第3号の者の授業料相当の資金 月額 円 ・ 第4条第1項各号に掲げる者の生活費相当の資金 月額 円 ・ 入学資金 円 						
貸付希望期間		年 月から		年 月まで				

備考 ・ 連帯保証人の印は、実印とすること。

・ 入学資金の貸付けを希望する場合、養成施設に納めた入学資金の領収書を添付すること。

履歴書

ふりがな				(写真)				
氏名								
住所								
年	月	学歴・職歴(業務内容)						
貸付けを受けようとする動機等								
卒業又は修了後の希望 従事医療機関								
					第1希望	名称		
						所在地		
					第2希望	名称		
所在地								

様式第3号（第3条関係）

連帯保証人変更届

年 月 日

南相馬市長

住所

修学生又は被貸付者 氏名 印

電話

連 帯 保 証 人 氏 名 印

次のとおり連帯保証人に変更がありましたので、届け出ます。

貸付番号		第	号
住所	新	電話	
	旧	電話	
ふりがな 氏名	新		
	旧		

備考

- 1 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 2 連帯保証人の実印に変更があるときは、変更後の印鑑証明書を添付すること。

看護師等修学資金貸付可否決定通知書

第 号

年 月 日

様

南相馬市長 図

年 月 日付けで申請のありました南相馬市看護師等修学資金の貸付けにつきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

1 貸付けする。

貸付番号 第 号

貸付金額 円（月額）

貸付期間 年 月から 年 月まで

2 貸付けしない。

年 月 日

南相馬市長

住所

氏名(自筆)

印

(法定代理人の署名)

住所

氏名(自筆)

印

誓約書

私は、この度南相馬市みらい育成修学資金条例に基づき、 年 月から
年 月まで、総額 円の貸与を受けるにあたって、
下記の内容を履行することについて誓約します。

記

- 1 貸付資金の趣旨を理解し、養成学校を卒業後、直ちに市内の病院又は診療所において看護等業務に従事します。
- 2 条例、規則及び指示事項を固く守り学業に精励し操行を慎み必ず卒業します。
- 3 貸付けを受けた修学資金は、条例及び規則の定めるところにより必ず返還します。
- 4 借り受ける修学資金について、連帯保証人が本人と連帯してその債務を負担します。

看護師等修学資金借用証書

年 月 日

南相馬市長

住所
被貸付者 氏名 印
電話
住所
連帯保証人 氏名 印
電話
住所
連帯保証人 氏名 印
電話

次のとおり南相馬市看護師等修学資金を借用しました。

貸付番号	第 号
貸付期間	年 月から 年 月まで 箇月 (年 月から 年 月までを除く。)
貸付金額	円
返還方法	1 月賦 () 2 半年賦 () 3 一括

備考

- 1 全ての欄に記入すること。
- 2 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 3 返還方法欄は、該当するものを○で囲むこと。

看護師等修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

南相馬市長

住所
 被貸付者 氏名
 (相続人) 電話
 住所
 連帯保証人 氏名
 電話
 住所
 連帯保証人 氏名
 電話

南相馬市看護師等修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付番号	第 号		
貸付期間	年 月 から 年 月 まで 箇月 (年 月 から 年 月 までを除く。)		
猶予期間	年 月 から 年 月 まで 箇月		
猶予理由			
免除区分	全部免除・一部免除		
借入金額	円	返還済額	円
返還未済額	円	返還遅滞額	円
免除申請額	円		
免除理由	1 市内で 箇月看護師等の業務に従事した。 2 その他()		
卒業(修了)日	年 月 日	免許(資格)取得日	年 月 日
免許(資格)の種類			
市内における 業務従事状況	従事期間	医療機関等の名称・所在地	業務内容
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		

備考

- 1 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 2 返還遅滞額欄には、返還未済額のうち返還期日が過ぎている額を記載すること。
- 3 免除区分欄及び免除事由欄は、~~4~~当するものを○で囲むこと。

看護師等修学資金返還届

年 月 日

南相馬市長

被貸与者氏名

印

南相馬市看護師等修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還しますので届け出ます。

1 貸付番号

第 号

2 返還金額

円

3 返還の理由が発生した日

年 月 日

4 返還の理由

5 貸付けを受けた期間

年 月から 年 月まで

6 返還方法

・一括

・その他 ()

看護師等修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

南相馬市長

住所

被貸付者 氏名 ㊟

電話

住所

連帯保証人 氏名 ㊟

電話

住所

連帯保証人 氏名 ㊟

電話

南相馬市看護師等修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付番号	第 号		
貸付期間	年 月 から	年 月 まで	箇月
借用金額	円	返還済額	円
返還未済額	円	返還遅滞額	円
猶予希望期間	年 月 から	年 月 まで	箇月
猶予理由	1 市内で看護師等の業務に従事している。 2 他の養成施設に在学している。 3 その他 ()		
卒業(修了)日	年 月 日	免許(資格)取得日	年 月 日
免許(資格)の種類			

備考

- 1 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 2 返還遅滞額欄には、返還未済額のうち返還期日が過ぎている額を記載すること。
- 3 猶予理由欄は、該当するものを○で囲むこと。

就業変更届

年 月 日

南相馬市長

被貸付者氏名

㊟

次のとおり変更となりましたので、届け出ます。

貸付番号		第	号
指定医療機関	新	住所 名称 電話	
	旧	住所 名称 電話	
業 務	新		
	旧		
変更年月日		年	月 日

氏名住所変更届

年 月 日

南相馬市長

被貸付氏名



次のとおり変更となりましたので、届け出ます。

貸付番号		第	号
住所	新	電話	
	旧	電話	
ふりがな 氏名	新		
	旧		
変更年月日		年	月 日

現況報告書

年 月 日

南相馬市長

住所
被貸付者 氏名 ㊟
電話
住所
連帯保証人 氏名 ㊟
電話
住所
連帯保証人 氏名 ㊟
電話

下記のとおり、 年 3 月 31 日現在の状況を報告します。

記

貸付番号		第 号	
現況区分		在学中 ・ 業務従事中 ・ その他	
在 学 中	養成施設等	名称	
		所在地	電話
	在学期間	年 箇月	
在学状況	1 修学中 2 休学中		
	3 停学中 4 その他()		
業 務 従 事 中	従事医療機 関等	名称	
		所在地	電話
	従事期間	年 箇月	
	業務内容		
そ の 他			
※ 証明欄			

備考 在学中又は業務従事中の場合は、証明欄にその旨の証明を受けること。

南相馬市教育委員会規則第 号

南相馬市保育士等修学資金貸付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市みらい育成修学資金条例(平成30年南相馬市条例第 号。以下「条例」という。)第3条第1項第3号に規定する保育士等修学資金の貸し付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(修学資金の交付)

第2条 条例第3条第1項第3号に規定する保育士等修学資金の貸付額は、原則として、3月分の月額を合算した額をその3月の最初の月に貸し付けするものとする。

2 保育士等修学資金のうち、入学資金については、入学の年度の最初の貸し付けに合わせて、一括による貸し付けをするものとする。ただし、入学資金のみの貸付申請の場合は、貸付決定日の翌月末日までに、一括による貸し付けをするものとする。

3 保育士等修学資金のうち、就職準備の資金については、貸付決定日の翌月末日までに、一括による貸し付けをするものとする。

(申請手続)

第3条 条例第8条第1項に規定する修学資金(保育士等修学資金の就職準備資金を除く。)の貸し付けの申請をしようとする者は、保育士等修学資金貸付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、南相馬市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(1) 履歴書(様式第2号)

(2) 条例第6条第1項に規定する保育士等養成施設等に在学していることを証する書面

(3) 住民票の写し

(4) 連帯保証人の住民票の写し

(5) 連帯保証人の印鑑証明の写し

(6) 就職先の雇用契約書、雇用条件通知書の写し又は内定通知書の写し(就職準備の資金の貸付申請の際提出のこと。)

(7) 修学資金振込口座の通帳の写し

(8) その他教育委員会が必要と認める書類

(連帯保証人)

第4条 条例第8条第1項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むものとし、その人数は2人とする。この場合、保育士等修学資金の貸し付けを受けようとする者が未成年者であるときは、そのうち1人を法定代理人としなければならない。

2 保育士等修学資金の貸し付けを受けている者(以下「修学生」という。)又は保育士等修学資金の貸し付けを受けた者(以下「被貸付者」という。)は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(貸付け可否の決定通知)

第5条 第8条第2項に規定する申請に対する決定の通知は、保育士等修学資金貸付可否決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(誓約書の提出)

第6条 条例第8条第2項の規定による育英資金の貸付決定の通知を受けた申請者は、連帯保証人と連署の上、速やかに誓約書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請者の在学証明書
- (2) 連帯保証人の印鑑証明書
- (3) 親権者以外の連帯保証人の住民票の写し及び所得証明書
(借用証書)

第7条 被貸付者は、保育士等養成施設等を卒業し、又は条例第10条第1項の規定に基づき解除されたときは、保育士等修学資金借用証書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(返還届の提出)

第8条 被貸付者は、条例第11条第3項の規定により保育士等修学資金の返還をしなければならなくなったときは、直ちに保育士等修学資金返還届(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

(返還債務の猶予の申請)

第9条 条例第12条第3項の規定により保育士等修学資金の返還の債務の猶予を受けようとする者は、保育士等修学資金返還債務履行猶予申請書(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。

(就業変更届の提出)

第10条 条例第12条第3項の規定による修学資金の返還債務の猶予を受けたものが、業務に従事している市内の私立保育園等を変更したときは、速やかに就業変更届(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

(返還免除の申請)

第11条 条例第13条第3項の規定により保育士等修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、保育士等修学資金返還債務免除申請書(様式第10号)を教育委員会に提出しなければならない。

(返還の債務の免除の計算方法)

第12条 条例第13条第3項の規定により免除することができる返還の債務の額は、貸付けを受けた額の総額を条例第13条第2項第1号に規定する5年間で除して得た額に、市内の私立保育園等における業務従事期間を乗じて得た額(計算して求めた額に小数点以下があるときは、切り捨てるものとする。)とする。

(期間の計算)

第13条 条例第12条第2項各号の期間、条例第13条第3項の期間及び条例第14条第3項第1号相当期間の算定は、月数による。

(届出の義務)

第14条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学し、又は休所の処分を受けたとき。
- (2) 停学し、又は停所の処分を受けたとき。
- (3) 復学し、又は復所したとき。
- (4) 退学の処分を受けたとき。

(氏名住所変更届の提出)

第15条 修学生又は被貸付者は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに氏名住所変更届(様式第11号)を教育委員会に提出しなければならない。

(現況報告書の提出)

第16条 修学生又は被貸与者は、保育士等修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況報告書(様式第12号)を毎年4月15日までに教育委員会に提出しなければならない。

(修学資金の管理)

第17条 教育委員会は、修学生又は被貸付者への貸し付け状況等を明確にするため台帳を備え、管理するものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか保育士等修学資金の貸し付けに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保育士等修学資金貸付申請書

年 月 日

南相馬市教育委員会

保育士等修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな 氏名		㊟	生年 月日	年 月 日 (年齢 歳)
	住所				
	電話				
	養成 施設	名称 所在地	電話		
連帯保証人	ふりがな 氏名		㊟	生年 月日	年 月 日 (年齢 歳)
	住所				
	申請者との続柄			電話	
	勤務先	名称 所在地	電話		
連帯保証人	ふりがな 氏名		㊟	生年 月日	年 月 日 (年齢 歳)
	住所				
	申請者との続柄			電話	
	勤務先	名称 所在地	電話		
貸付申請額		① 授業料相当資金 月額 _____ 円 ② 入学準備資金 _____ 円 ③ 就職準備資金 _____ 円			
貸付希望期間		年 月から 年 月まで			

- 備考
- ・連帯保証人の印は、実印とすること。
 - ・入学準備資金の貸付けを希望する場合、養成施設に納めた入学資金の領収書を添付すること。
 - ・就職準備資金の貸付けのみを希望する場合は、貸付希望期間の記入は不要。

履歴書

ふりがな				(写真)
氏名				
住所				
年	月	学歴・職歴(業務内容)		
貸付けを受けようとする動機等				
卒業後の希望就職先		第1希望	名称	
			所在地	
		第2希望	名称	
			所在地	

連帯保証人変更届

年 月 日

南相馬市教育委員会

住所

借 受 人 氏名 ㊟

電話

連帯保証人 氏名 ㊟

次のとおり連帯保証人に変更がありましたので、届け出ます。

貸付番号		第	号
住所	新	電話	
	旧	電話	
ふりがな 氏名	新		
	旧		

備考

1. 連帯保証人の印は、実印とすること。
2. 連帯保証人の実印に変更があるときは、変更後の印鑑証明書を添付すること。

保育士等修学資金貸付可否決定通知書

第 号

年 月 日

様

南相馬市教育委員会 園

年 月 日付けで申請のありました保育士等修学資金の貸付につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

1 貸し付けする。

貸付番号 第 号

貸付金額 授業料相当の資金 円（月額）

入学資金 円

就職準備の資金 円

貸付期間 年 月から 年 月まで

2 貸付しない。

年 月 日

南相馬市教育委員会

住所

氏名(自筆)

印

(法定代理人の署名)

住所

氏名(自筆)

印

誓約書

私は、この度南相馬市みらい育成修学資金条例に基づき、年 月から
年 月まで、総額 円の貸与を受けるにあたって、
下記の内容を履行することについて誓約します。

記

- 1 貸付資金の趣旨を理解し、養成学校を卒業後、直ちに市内私立保育園等において保育業務に従事します。
- 2 条例、規則及び指示事項を固く守り学業に精励し操行を慎み必ず成業します。
- 3 貸付けを受けた修学資金は、条例及び規則の定めるところにより必ず返還します。
- 4 借り受ける修学資金について、連帯保証人が本人と連帯してその債務を負担します。

保育士等修学資金借用証書

年 月 日

南相馬市教育委員会

住所
 被貸与者 氏名 印
 電話
 住所
 連帯保証人 氏名 印
 電話
 住所
 連帯保証人 氏名 印
 電話

次のとおり保育士等修学資金を借用しました。

貸付番号	第 号
貸付期間	年 月から 年 月まで 箇月 (年 月から 年 月までを除く。)
貸付金額	円
返還方法	1 月賦() 2 半年賦() 3 一括

備考

- 1 全ての欄に記入すること。
- 2 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 3 返還方法欄は、該当するものを○で囲むこと。

保育士等修学資金返還届

年 月 日

南相馬市教育委員会

被貸付者氏名 ㊞

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還しますので届け出ます。

1 貸付番号

第 号

2 返還金額

円

3 返還の理由が発生した日

年 月 日

4 返還の理由

5 貸付を受けた期間

年 月から 年 月まで

6 返還方法

一括

・その他 ()

保育士等修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

南相馬市教育委員会

住所

被貸付者 氏名 ㊟

電話

住所

連帯保証人 氏名 ㊟

電話

住所

連帯保証人 氏名 ㊟

電話

保育士等修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付番号	第 号		
貸付期間	年 月	から	年 月 まで 箇月
借用金額	円	返還済額	円
返還未済額	円	返還遅滞額	円
猶予希望期間	年 月	から	年 月 まで 箇月
猶予理由	1 市内で保育士等の業務に従事している。 2 その他 ()		
卒業(修了)日	年 月 日	免許(資格)取得日	年 月 日
免許(資格)の種類			

備考

- 1 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 2 返還遅滞額欄には、返還未済額のうち返還期日が過ぎている額を記載すること。
- 3 猶予理由欄は、該当するものを○で囲むこと。

就業変更届

年 月 日

南相馬市教育委員会

被貸付者氏名

印

次のとおり変更となりましたので、届け出ます。

貸付番号		第	号
私立保育園等	新	住所 名称 電話	
	旧	住所 名称 電話	
業 務	新		
	旧		
変更年月日		年	月 日

保育士等修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

南相馬市教育委員会

住所
 被貸与者 氏名 ④
 (相続人) 電話
 住所
 連帯保証人 氏名 ④
 電話
 住所
 連帯保証人 氏名 ④
 電話

保育士等修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付番号	第 号		
貸付期間	年 月 から 年 月 まで 箇月 (年 月 から 年 月 までを除く。)		
猶予期間	年 月 から 年 月 まで 箇月		
猶予理由			
免除区分	全部免除・一部免除		
借用金額	円	返還済額	円
返還未済額	円	返還遅滞額	円
免除申請額	円		
免除理由	1 市内で 箇月保育士等の業務に従事した。 2 その他()		
卒業(修了)日	年 月 日	免許(資格)取得日	年 月 日
免許(資格)の種類			
市内における 業務従事状況	従事期間	施設等の名称・所在地	業務内容
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		

備考

- 1 連帯保証人の印は、実印とすること。
- 2 返還遅滞額欄には、返還未済額のうち返還期日が過ぎている額を記載すること。
- 3 免除区分欄及び免除事由欄は、該当するものを○で囲むこと。

氏名住所変更届

年 月 日

南相馬市教育委員会

修学生・被貸付者の氏名

印

次のとおり変更となりましたので、届け出ます。

貸付番号		第	号
住所	新	電話	
	旧	電話	
ふりがな 氏名	新		
	旧		
変更年月日		年	月 日

現況報告書

年 月 日

南相馬市教育委員会

住所
 被貸付者 氏名 ㊟
 電話
 住所
 連帯保証人 氏名 ㊟
 電話
 住所
 連帯保証人 氏名 ㊟
 電話

下記のとおり、 年 月 日現在の状況を報告します。

記

貸付番号		第 号	
現況区分		在学中 ・ 業務従事中 ・ その他	
在 学 中	養成施設等	名称	
		所在地	電話
	在学期間	年 箇月	
	在学状況	1 修学中 2 休学中 3 停学中 4 その他()	
業 務 従 事 中	従事施設等	名称	
		所在地	電話
	従事期間	年 箇月	
	業務内容		
その他			
※ 証明欄			

備考 在学中又は業務従事中の場合は、証明欄にその旨の証明を受けること。

南相馬市修学資金給付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市みらい育成修学資金条例（平成30年南相馬市条例第〇号。以下「条例」という。）第16条に規定する修学資金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付の申請)

第2条 条例第18条の規定による修学資金の給付の申請をしようとする者は、修学資金支給願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 修学資金受給者推薦調書（様式第2号）
- (2) 高等学校長が発行する成績証明書
- (3) 申請者の属する世帯に関わる所得証明書
- (4) 保護者の直近年度の市税の納税証明書
- (5) 世帯全員の住民票の写し

(給付の決定)

第3条 条例第18条第2項に規定する申請に対する決定の通知は、修学資金受給者採用決定通知書（様式第3号）及び修学資金受給者選考結果通知書（様式第4号）により行うものとする。

(口座振替による給付申出書)

第4条 修学資金受給者採用決定通知書を受けた者は、教育委員会の指定する日までに次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 口座振替による振込申出書（様式第5号）
- (2) 大学の在学証明書

(給付の方法)

第5条 修学資金の給付は、毎月本人に給付する。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、複数月分を合わせて給付することができる。

(継続給付)

第6条 条例第19条の規定による申請は、修学資金継続申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会が定める期日までに提出するものとする。

- (1) 大学の在学証明書
- (2) 前年度の成績証明書
- (3) 申請者の属する世帯に関わる所得証明書
- (4) 保護者の直近年度の市税の納税証明書
- (5) 世帯全員の住民票の写し

2 教育委員会は、前項の規定により提出された書類により、毎年度修学資金の給付の継続について審査し、継続を決定したときは修学資金継続受給者決定通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

(給付の打ち切り)

第7条 条例第21条第2項の規定による通知は、修学資金支給打切通知書（様式第8号）により、行うものとする。

（異動の届出）

第8条 条例第22条に規定する書類は、修学資金受給者届出事項変更届（様式第9号）又は修学資金受給者（休学・復学・転学・停学・退学）届（様式第10号）により行うものとする。

2 修学資金給付受給者が死亡したときは、本人の遺族は、直ちに死亡の事実を証する書類を教育委員会に届け出なければならない。

（給付の管理）

第9条 教育委員会は、給付状況を明確にするため台帳を備え、整備するものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、修学資金の給付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(表)

修学資金支給願書

年 月 日

ふりがな 本人氏名						④ 男・女
生年月日	年 月 日生 (歳)					
本籍地						
本人現住所	〒 電話 ()					
在学又は 出身学校名	高校					科
進学を希望 する大学	第一志望校	大学	学部	学科		
	第二志望校	大学	学部	学科		
	第三志望校	大学	学部	学科		
ふりがな 保護者氏名						④
家族住所	〒 電話 ()					
家族氏名	続柄	年齢	職業	勤務先又は学校名	年間収入	
	本人					

(裏)

修学資金の支給を希望する理由

Blank area for providing reasons for requesting scholarship funds.

以上の記載事項に相違ありません。

本人氏名
(自筆)

印

保護者氏名
(自筆)

印

南相馬市教育委員会

【添付書類】

- ・ 修学資金受給者推薦調書(様式第2号)
- ・ 成績証明書
- ・ 保護者又は生計を維持する者の直近1年の所得証明
- ・ 保護者の直近年度の市税の納税証明書
- ・ 住民票(世帯全員の写し)

修学資金受給者推薦調書

ふりがな 氏名 生年月日	年 月 日	住 所	〒
学校名		在学期間	年 月 日 入学・転入
			年 月 日 卒業・卒業見込
学業成績概要			
在学中の 行動事実の記録			
推 薦 理 由			
<p>上記の者は、修学資金受給者として適当な者として認め、推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長 印</p> <p>南相馬市教育委員会</p>			

第 号
年 月 日

様

南相馬市教育委員会

修学資金受給者採用決定通知書

- 1 受給者番号 第 号
- 2 支給月額 月額 円
- 3 支給期間 年 月 日から
年 月 日まで

南相馬市みらい育成修学資金条例第18条第2項により受給者として決定いたしましたので通知いたします。

備考： この修学資金は、社会に有為な人間を育成するという目的のもと、あなたの将来における活躍を期待して支給するもので、その支給期間は在籍する大学の正規の修業期間となります。ただし、南相馬市みらい育成修学資金条例21条の規定により、修学資金の支給が打切られたときは、その翌期から支給を停止します。この場合、既に支給した修学資金については、返還していただくことがありますのでご了承ください。

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

南相馬市教育委員会

修学資金受給者選考結果通知書

先に申請がありました修学資金の受給について、選考の結果、不採用となりましたので、
通知いたします。

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

南相馬市教育委員会

住 所
氏 名



口座振替による振込申出書

私に対する修学資金については、下記口座に振り込んでください。

記

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	普通預金
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

【添付書類】

- ・口座内容の確認できる通帳の写し

注 振込先は金融機関の普通口座のみとなります。

修学資金継続申請書

年 月 日

南相馬市教育委員会

ふりがな 本人氏名	〒				性別	
					男 ・ 女	
生年月日	年 月 日 (歳)			電話番号		
				携帯番号		
本人現住所 (本籍地)	〒 ()					
在学学校名	学年 年					
ふりがな 保護者氏名	〒					
家族住所	〒 電話 ()					
家族氏名	続柄	年齢	同居 別居	勤務先又は学校名	年間収入	
	本人		同 ・ 別			
			同 ・ 別			
			同 ・ 別			
			同 ・ 別			
			同 ・ 別			

【添付書類】

- ・ 在学証明書
- ・ 成績証明書 (前年度)
- ・ 保護者又は生計を維持する者の直近1年の所得を明らかにすることができる書類 (所得証明等)
- ・ 住民票 (世帯全員の写し)

第7号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

受給者番号 号
様

南相馬市教育委員会

修学資金継続受給者決定通知書

南相馬市育成修学資金給付規則第6条第2項により継続受給者として決定いたしましたので通知いたします。

備考： この修学資金は、社会に有為な人間を育成するという目的のもと、あなたの将来における活躍を期待して支給するもので、その支給期間は在籍する大学の正規の修業期間となります。ただし、南相馬市みらい育成修学資金条例第21条の規定により、奨学資金の支給が打切られたときは、その翌期から支給を停止します。この場合、既に支給した修学資金については、返還していただくことがありますのでご了承ください。

修学資金支給打切通知書

受給者番号 号
様

南相馬市教育委員会

次のとおり修学資金の支給を打ち切ります。

打 切 り 理 由	
打 切 り 期 日	年 月 日 年 月分をもって修学資金の支給を打ち切ります。

年 月 日

南相馬市教育委員会

受給番号 番

住所 _____

氏名 _____ ㊟

修学資金受給者届出事項変更届

届出事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

1 変更期日	
2 変更事項	
3 変更事由	

年 月 日

南相馬市教育委員会

受給番号 _____ 番

住所 _____

氏名 _____ ㊟

修学資金受給者 (休学・留学・転学・停学・退学) 届

(休学・留学・転学・停学・退学) しましたので、次のとおり届け出ます。

(休学・留学・転学・ 停学・退学) 期 日	
事 由	